

会 議 録（要 旨）

会 議 名	武蔵村山市緑化審議会（第2回）
開 催 日 時	平成27年 12月3日（金） 14時30分 ～16時30分
開 催 場 所	市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者： 宮林茂幸会長 星山文武副会長 布田傑委員 田中博美 委員 原田英治委員 吉田豊委員 岡崎淳二委員 欠席者： 菊地正芳委員
議 題	議題1 保存樹林等奨励金制度について 議題2 グリーンヘルパー制度について 議題3 その他
配布資料	(1) 資料1 保存樹林等奨励金制度について (2) 資料2 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例施行規則（案） (3) 資料3 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する奨励金交付要綱（案） (4) 資料4 平成28年度武蔵村山市生け垣設置等補助金交付要綱（案） (5) 資料5 グリーンヘルパー制度について (6) 資料6 平成28年度武蔵村山市グリーンヘルパー1級育成講座（案） 参 考 資 料 各様式第1号から第8号まで 参 考 資 料 武蔵村山市グリーンヘルパー制度運営要綱
結 論 (決定した方針、 残された問題点、 保留事項等を記載 する。)	議題1 保存樹林等奨励金制度について 条例施行規則等を次のとおり改正する。 (1) 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例施行規則。 保存樹木等の指定基準に、「5年以上維持管理ができること」を追加し、指定基準で生け垣をなす樹木の集団（保存生け垣）「おおむね10メートル以上連続している」を「おおむね7メートル以上のもの」に改める。 (2) 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する奨励金交付要綱 奨励金の額については、4月1日を基準日として、年度を単位として、月割計算を行わないこと。また、市税の滞納がないことを支給の条件にすること。

	<p>(3) 平成28年度武蔵村山市生け垣設置等補助金交付要綱(案)</p> <p>新規生け垣の設置による補助金、ブロック塀の撤去及び新規生け垣の設置による補助金については、過去2年間、要綱制定に向け審議検討を行ってきたが、市民等からの申請見込みが不確定な要素があり、また、市民周知等がされていないなど、施行に向けての体制が整っていないことから、平成28年4月1日付での施行はしないこと。</p> <p>議題2 武蔵村山市グリーンヘルパー制度について</p> <p>現在の取組みを次の項目ごとに説明、大きな評価を得る。平成28年度武蔵村山市グリーンヘルパー1級育成講座(案)を説明し承認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 グリーンヘルパー制度の位置づけ 2 現状の課題 3 グリーンヘルパーの役割 4 グリーンヘルパーの認定及び登録 5 想定されるグリーンヘルパーの参加層 6 グリーンヘルパーの想定活動(樹木コース 園芸コース) <p>グリーンヘルパー制度の進捗状況</p> <p>議題3 その他 なし</p>
<p>挨拶</p>	<p>◇ 司 会 (宮林会長)</p> <p>◇ 開会挨拶 (川口環境課長)</p> <p>◇ 会長挨拶 (宮林委員)</p>
<p>審議経過</p> <p>(主な意見等を原則として発言順に記載に記載し、同一内容は一つにまとめる。)</p> <p>★ 会長 ○ 委員 ● 事務局</p>	<p>【 審議内容の主な意見 】</p> <p>★ 議題1 「保存樹林等奨励金」について</p> <p>では、議題1 保存樹林等奨励金について事務局より説明をお願いします。 (説明者 叶野主任)</p> <p>事務局よりの資料説明は以下のとおり。</p> <p>● 事前資料送付済、当日資料差替え、当日追加資料の確認をさせていただきます。 では、議題1「保存樹林等奨励金制度」についてご説明させていただきます。 過去2年間にわたり、平成25年度より委員になられた方、また、平成27年度より委員になられた方を含め、保存樹林</p>

等奨励金制度について審議検討を行ってきた。審議する経緯は、武蔵村山市行政評価委員会及び補助金等検討委員会より事業内容について一部見直しの指摘を受けたことにより、審議、検討し、見直しの内容を条例施行規則や奨励金交付要綱に反映させるべく、緑化審議会にて、審議、検討をさせていただいた。

今回、第2回緑化審議会では、平成28年4月1日付にて、条例施行規則、奨励金交付要綱の一部改正をするにあたり、緑化審議会での最終意見を確認させていただきたい。

平成27年度第1回資料、保存樹林奨励金制度についてのまとめ（参考資料）をご覧ください。

こちらの資料は、今まで審議し決定に至った内容を、現行の条例規則や要綱を新旧対照表にしてまとめたものである。今回の審議会では、この資料に、再度、訂正をさせていただき、青字に記載をしたもの、及び赤字で記載したものを、再度、審議、検討をいただきたい。

青字に記載したものを説明させていただく。生け垣をなす樹木の集団（保存生け垣）については、長さの現行条例施行規則では、おおむね10メートル以上連続した長さとして記載されている。前回第1回目での決定事項は、7メートル以上連続した長さとして記載されていた。

今回、再度、審議、検討していただく経緯を説明すると、現在、保存生け垣の交付対象件数は、150件ほどある。来年度には、5年間の同意協定期間終了を迎え、その更新をするにあたり、対象生け垣全件の現地調査を行った結果10メートル以上連続した長さに該当しないものが、8件ほど判明した。これについては、前回、協定をする際、現地確認にて10メートル以上連続した長さに満たないものを、道路に面した敷地を取り囲む生け垣の総延長が10メートル以上になる場合は、みどりの保護育成に貢献していただいているという判断で認めていた経過を以前の担当者から聞き取りをしている。

このことから、①第1回で決定に至った、7m以上連続した長さとして規定するのか、②おおむね7メートル以上と規定するのかを審議、検討をお願いしたい。

また、③10年以上維持管理ができる方という縛り文言を条例施行規則に追加することが、第1回で決定に至ったが、同意協定期間についての規定は、原則として5年を単位としているため、10年との整合性について、再度、審議、検討をお願いをしたい。

- ★ 生け垣の長さについての規定を ①7m以上連続した長さとして規定するのか、②おおむね7メートル以上と規定するのかを審議、検討すること。また、③10年以上維持管理ができる方という縛り文言を施行規則に追加するのか、また、同意協定期間の規定と同様に原則として5年を単位とするのか、再度、審

議、検討したいが、委員のご意見はいかがか。まずは、①、②について、ご意見をいただく。

○ 現行条例施行規則では、長さがおおむね10メートル以上連続していると規定している。今回、条例施行規則の一部改正の際にも、おおむねの文言を記載して、現状の生け垣が、7メートル連続していないものが8件ほど現地確認にて判明したとのことだが、その対象者も、おおむねの解釈として、7メートルに満たないものについても、総延長が7メートルあれば、救済が可能だと思われるがいかがか。

○ おおむねと記載するほうが良いと感じる。武蔵村山市の住宅の現状として、本村エリアの昔からの広い敷地に取り囲む生け垣を除き、現在の住宅では間口や駐車場のスペースを除外すると、連続した7メートル以上の生け垣となると、分譲地の開発住宅では、なかなか難しいと感じる。また、みどりの基本計画では、武蔵村山市の緑被率の上昇を目標にしているが、緑被率については、航空写真等で算出していると思うので、生け垣が連続していなくても、みどりの保護育成や緑被率を向上させる意味合いでは、連続していなくても良いのではと思う。ただ、周囲の住環境を損なわない状態で、美観上すぐれていることが条件にはなるのでは。

★ では、おおむね7メートル以上、連続性があるという解釈でおおむね7メートルという文言にして、連続したという文言は削除するということで、委員の皆様、よろしいか。

○ 異議なし。

★ では、次は、③10年以上維持管理ができる方という縛り文言を施行規則に追加するのか、また、指定の期間や同意協定期間と同様に原則として5年を単位とするのか、再度、審議、検討したいが、委員のご意見はいかがか。

● 事務局から参考に申し上げますと、相続等により、協定期間内に協定者の名義の権利継承が発生するケースも当然にしてあり、また、10年以上維持管理ができる条件をクリアすることも、所有者によってまちまちの状況である。

話は違うが、生産緑地に指定している間は、その形態に変更がなけれど、所有者における生涯期間の縛りがあるが、されど、相続税納税猶予が認められており、耕作者本人が死亡の場合は、納付免除され恩恵を受けている。生け垣についての奨励金額とは比較の対象ではないが、維持管理についての縛りの期間について、再度、ご検討いただきたい。

- 生け垣の管理については、現行の条例施行規則には、年度の記載の縛りの文言の記載はない。しかしながら、指定期間や同意協定書の中では、協定期間は原則5年間としている。
保存樹林地や保存樹木、保存生け垣について、過去、審議会にて、各々の適正管理の期間については、議論をしてきた経過がある。樹林地や樹木については、10年以上維持管理ができる条件が理想と考えるが、保存生け垣の維持管理については、5年以上の管理ができる方という、指定の期間や同意協定期間に合わせる形でよろしいと考えるがいかがか。
- 今までの審議の内容を想定し、事務局より条例施行規則（案）として、維持管理の期間を5年間として、資料の文言として、第3条第4項、適正な状態に管理されていて、なおかつ、5年以上維持管理することができること。と記載させていただいたが、この文言で承認でよろしいか。
- 異議なし。
- ★ では、条例施行規則改正の際は、第3条第4項、適正な状態に管理されていて、なおかつ、5年以上維持管理することができることと記載することとします。
- ★ 続いて、生け垣をなす樹木の集団についての道路の要件について、事務局から説明してください。
- 現行の条例施行規則には、「道路に面し」の文言しか記載がない。過去2年間の審議の中で、道路の要件について審議検討し決定に至った内容が、ア・公道 イ・私道のうち、起点及び終点が公道又は幅員が4m以上ある袋小路でない私道に接するもの。ウ・私道のうち幅員4m以上でかつ延長が20m以上の袋小路のもの。となっていたが、今回、その内容を条例施行規則（案）として、文言にして資料2で提示をさせていただいた。
しかしながら、現行の生け垣の設置してある道路の状況が上記のような要件が記載されることにより、奨励金交付要件に該当せず、新たに規定をされたことにより、対象外になり、不利益が出てくる可能性があるものが、現地調査により数件判明したこともあり、再度、委員の皆様に審議、検討をお願いしたい。
- ★ 委員の皆様、ご意見はいかがか。
- 道路種別（私道）の幅員規定等が条例施行規則に記載されることにより、今まで生け垣を管理し、みどりの保全に協力してきた方が、不利益が出るのであれば、よろしくない

のでは。

- 確かに、青梅街道北側の住宅は、狭あい道路や生活道路が、住宅地の側面にあるケースがある。道路の対しての定義を明確にすると、道路台帳や公図の確認等、全ての案件を現地調査することにもなり、事務処理が大変になることも考えられる。

- ★ では、道路に対して、新たに要件の文言を新規に追加する件は従来どうりの文言で、道路に面しという結論でよろしいか。

- 異議なし。

- ★ では、次の資料3 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する奨励金交付要綱（案）説明をお願いします。

- 資料3 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する奨励金交付要綱（案）をご覧ください。

今まで、審議、検討した内容を要綱（案）として、文言にして作成させていただいた。赤字の記載箇所については、決定した事項。青字の記載箇所については、今回の審議会にて、改めて、審議、検討させていただきたい。

赤字の記載の奨励金交付の際に、固定資産税、都市計画税の納付の確認の件については、第1回の審議会にて最終決定には至っていなかったため、再度、審議、検討させていただきたい。また、青字で記載してある4月1日を基準日の文言と、年度途中で指定や解除についての月割り計算を示しているものに関連しているため、この件について、今回の審議会に改めて、審議、検討をさせていただきたい。

- ★ 委員のご意見はいかがか。

- 事務局より補足させていただく。基準日の4月1日を新規に要綱に付け加えた理由については、例えて言うならば、自動車税をイメージしていただきたい。自動車税については、登録、廃止は、月割り清算であるが、軽自動車税については、4月1日付、所有者に課税。月割りの清算はしていない。

今回、青字で記載の現行要綱での、年度途中で指定や解除についての月割り計算を示している文言については、自動車税の清算方式を採用しているおり、改正要綱では、軽自動車の清算方式を採用し、基準日を4月1日に設定し、年度途中で指定や解除についての清算は行わないものとして、事務局で考えているが、委員のご意見をいただきたい。

また、奨励金交付の際、固定資産税、都市計画税の納付確認の件については、今まで審議、検討をいただいていたが、現在市では、市税等徴収対策本部を設置している。税納付の公平

性、また推進の観点から他の部署においても融資や交付金等の支払いの際の条件として、市税に滞納がない文言を記載をしているところである。そのような観点から、今回の奨励金交付要綱の改正についても、市税に滞納がない文言を記載させていただきたいと考えている。

- ★ 事務局から、補足事項の説明があった、基準日を4月1日に設定することは良いと思う。また、改正されると、4月1日基準日以降の指定や解除については、当該年度は奨励金交付の対象にはならず、翌年度からの奨励金交付対象となる。

また、交付条件の市税の滞納なしについては、固定資産税、都市計画税の納付確認のみではなく、市税全般（固定資産税、都市計画、市民税、国民健康保険税、軽自動車税）についての納付確認をするようになるが、委員のご意見はいかがか。

- 異議なし。

- ★ では、改正要綱では、基準日を4月1日に設定。交付条件については、市税全般の滞納なしを記載することとします。

- ★ では、次に資料4 平成28年度武蔵村山市生け垣設置等補助金交付要綱（案）について説明をお願いします。

- 新規生け垣の設置による奨励金、ブロック塀の撤去及び新規生け垣の設置による奨励金については、過去2年間、要綱制定に向け審議検討を行ってきた。その決定事項を補助金交付要綱（案）として作成をした。

しかしながら、事務局において、再度、審議、検討をした意見としては、市民等より新規の生け垣設置やブロック塀の撤去及び新規生け垣の設置について、申請見込みが不確定な要素があり、施行に向けての体制が整っていない等、平成28年4月1日付での施行は行えないのではないかと意見が出されたため、再度、決定した事項ではあるが、委員の皆様、審議、検討をいただきたい。

- ★ 今、事務局より説明があった。新規生け垣の設置による奨励金、ブロック塀の撤去及び新規生け垣の設置による奨励金については、平成28年4月1日付にて要綱制定で計画をしてきたが、事務局からの提案では、要綱を制定しても市民からの申請見込みが不確定な要素があり、制定を予定日に施行ではなく、引き続きの継続審議案件として考えているとのであったが、委員の皆さんのご意見はいかがか。

- 確認したいが、この要綱が制定されたら、新規の生け垣設置やブロック塀の撤去及び新規生け垣の設置の場合、規定の補助

金を交付するほか、保存樹林等奨励金制度についての生け垣の奨励金も支給するのか。

- その予定である。
- 確かに、あまり市民のニーズはないのかもしれないが、みどりの保護育成の観点から、緑化審議会では、要綱制定について推奨をしてきている経過である。しかしながら、平成28年4月1日付にて要綱制定をしても、市報やホームページ等で広報をしていないのでは、施行に向けての体制が整っていないのではないか。平成29年度施行に向けて、今後、再度、審議検討をして、準備をしていくほうが、良いのではないか。
- 参考にお聞きするが、緑化推進についての予算措置の状況を教えてほしい。また市民からの生け垣新規設置についての問い合わせは過去にあったのか。私の感覚では、生け垣の所有者が高齢等により管理が大変になり、逆にブロック塀にするケースがあると思われるがいかがか。
- 1点目の質問の予算の件については、先日、平成28年度予算編成についての財政部署とのヒアリングが実施された。前年度、及び、今年度の予算は約224万円。予算執行額が約195万円。と同等金額が予算執行がされている状況である。来年度の予算要求額は、約290万を計上している状況である。これについては、10メートルから7メートルへの規制の緩和による申請増加見込みや大南5丁目地区に大規模住宅開発地区があり、また緑地協定をしている場所になることから、生け垣を設置される住宅の増加を見込んでのものである。
- 2点目の質問の新規生け垣の設置の問合せは、過去に数件の問い合わせがあった程度である。
- 以前にもこの要綱制定の審議の際に発言したが、ごみの有料化の問題がある。生け垣は刈り込みをしないといけない。そのごみの処理については、現在は無料ではあるが、今後、有料化になることが予想されるが、生け垣を新規設置する人がこの件を懸念し設置をしないケースや、既存の生け垣の所有者も有料化前に、生け垣の解除（伐採し、ブロック塀等に変更）も想定される。これらについても、ごみ所管課との調整も必要なのではないか。
- ★ 新規生け垣の設置による奨励金、ブロック塀の撤去及び新規生け垣の設置による奨励金については、要綱制定に向け審議検討を行ってきたが、市民等より新規の生け垣設置やブロック塀の撤去及び新規生け垣の設置について、申請見込みが不確定な要素があり、また、市民周知等がされていないなど、施行に向

けての体制が整っていないことから、平成28年4月1日付での施行は行なわず、引き続き検討をし、次年度の要綱制定に向け、準備をしていくことよろしいか。

○ 異議なし。

★ 議題2 武蔵村山市グリーンヘルパー制度について

では、議題2 武蔵村山市グリーンヘルパー制度について事務局より説明をお願いします。

(説明者 吉田主事)

● それでは、グリーンヘルパー制度に関する説明をする。前回はグリーンヘルパー制度の説明を資料とともに行えなかったため、わかりにくい説明となった。今回は説明資料とともに再度説明させていただく。また、武蔵村山市グリーンヘルパー制度運営要綱も参考資料としてご覧いただく。

資料5の「グリーンヘルパー制度について」を御覧いただく。

1 グリーンヘルパー制度の位置づけ

本市では、平成22年度からグリーンヘルパー制度の導入に向けて、調査研究を進めてきた。

グリーンヘルパー制度は、本市の第四次長期総合計画と第二次みどりの基本計画にも、推進すべき制度として位置づけられている。

2 現状の課題

ヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化への対応など、環境保全の観点から、みどりの保全・育成、活用が求められている。

また、狭山丘陵の豊富なみどりや、屋敷林や社寺林などは、地域の貴重な資源として、良好な景観の形成、うるおいあるまちづくりに欠かせないものとなっている。

これら地域の貴重な資源であるみどりの保全・育成に努め、身近なみどりを守り、活用していくためには、地域住民、行政、事業者が一体となり、共通の認識を持つことが必要であるとする。

市民意識調査では、周辺のみどりが減少しているとの回答が50%もあった。この減少しているみどりを増やしていくためには、公園や街路樹などの公共用地だけでなく、市民個々の宅地や事業地の緑化を推進するとともに、みどりを育む意識の啓発を図るため、市民参加型のみどりの創出事業を展開しながら、市民の主体的な活動を支援し拡大していくことが求められている。

	<p>3 グリーンヘルパーの役割</p> <p>グリーンヘルパー制度は、本市のみどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダーとして、幅広く緑化推進活動に携わっていただき、地域の特性を活かした新しいみどりの創出に向けた活動に参加・推進していただく制度である。</p> <p>このことから、地域のみどりのリーダーとして、みどりに関する幅広い知識や技能、生態系などに対する理解や知識の習得も必要であり、活動中の事故や怪我に対する応急救護の知識も備える必要がある。</p> <p>4 グリーンヘルパーの認定及び登録</p> <p>グリーンヘルパーに必要な知識・技能の習得のためのグリーンヘルパー育成講座を開設し、各種講義及び実技講座を受講し修了した方をグリーンヘルパーとして認定後、登録、活動の実施という仕組みとなっている。</p> <p>グリーンヘルパーには、習得したレベルに応じて、3級・2級・1級まであり、級を上げるためには、専門的な知識や技能を習得する講座を受けていただくことになる。</p> <p>なお、育成講座修了者と同等以上の知識・技能を有する方については、育成講座受講を免除し、認定・登録を認める場合もある。</p> <p>5 想定されるグリーンヘルパー育成講座を受講希望する対象市民。</p> <p>育成講座を樹木コース、園芸コースの2コースに分けて開催し、想定される受講者は、樹木コースに公園・緑地等ボランティア、樹木等に興味のある方、園芸コースに同じく公園・緑地等ボランティア、ガーデニング等を趣味とする方などである。</p> <p>6 グリーンヘルパーの想定される活動</p> <p>* 樹木コース</p> <p>① 公園・緑地等ボランティアへの緑化指導。 ：剪定方法・時期、植栽などに関する助言。</p> <p>② 道路改修工事に伴う樹木等に関する助言や指導、企画など。 ：地域の特色あるみどりづくり（病害虫に強く、維持管理のし易い樹木の選定）</p> <p>③ 保存樹木や保存生け垣の維持管理についての助言・制度の案内。 ：剪定時期や病害虫に対するアドバイスを行う。</p> <p>④ 狭山丘陵を活用し、みどりに対する理解・関心を深めるための体験学習指導等が挙げられる。</p> <p>* 園芸コース</p> <p>① 公園・緑地等ボランティアの園芸指導。 ：公園内の花壇や空地に、配置、品種の企画や、最適な草</p>
--	---

等の植え込みや種まき、水やり等の助言。

- ② 家庭菜園やプランターなどの植栽指導。
：品種選定、肥料や水やりなどの管理手法や、収穫時期などの助言。
- ③ 市民向けガーデニング講座（仮称）の講師として依頼する
：園芸実習など。等が挙げられる。

次に「グリーンヘルパーのイメージ」の図を御覧いただく。先程の説明を図で表した。まず、大きな三角形に御注目いただく。その一番下の位置に、公園等の緑化に興味のある市民の方または、公園・緑地等ボランティアの方々が位置し、その中でも専門的な活動も希望する方々が、その上のグリーンヘルパーとして位置します。

先程説明した通りグリーンヘルパーは3つの級に分れており、3級・2級・1級と分れております。級が進むにつれて、市内の公園や民地の広い範囲にわたり、緑化や、花植えの専門的な知識を駆使し、市民や、ボランティアの方々を指導していただくことが期待されている。

グリーンヘルパーになるためには、市が募集する3級グリーンヘルパー育成講座に御応募いただき、市が指定する講座に受講していただくことで、認定していく仕組みとなっている。

級が進むにつれて、育成講座の難易度も上がることになり、講座名も基礎講座・応用講座・専門講座と講座の名称も変わる。

3級講座に係る受講費用については、市予算で対応し、市施設、市内公園等で講座を19時間程度実施した。

2級講座に係る受講費用については、市が指定する講座を自費（一部公費）で受講します。市施設・市内公園施設・公園協会指定施設等で18時間～30時間程度実施した。

1級講座に係る受講費用については、市が指定する講座を自費（一部公費）で受講します。都立野山北・六道山公園・公園協会指定施設等で実施する予定である。

武蔵村山市第二次みどりの基本計画では平成29年度までに1級を4人以上認定を想定している。

これらの認定講座等については、単年度要領を制定し運用する予定である。

各級に求められる役割としては、3級は 市内公園等での活動及びボランティアを拡充し、協働して作業する。

2級は 市内公園等での活動及びボランティアとの協働及び指導。

1級は 地域の緑地保全活動のリーダーとして、市民からの緑・園芸に関する相談に対する地域活動の企画や提案を推進していく。以上の役割を想定している。

次に「グリーンヘルパー制度の進捗状況」を御覧いただく。

1 「概略」をご説明する。

グリーンヘルパーの制度は平成22年6月18日、藤野現市長の市長新任の所信表明の中の主要施策として挙げられたものである。市外に類似例が無い中、平成22年度からグリーンヘルパーの研究を開始し、平成25年度第1回緑化審議会のおり、樹木コース・園芸コースの二つのコースを分けること、他にも1級～3級までの級に分けて行うことが決定された。また、同日、武蔵村山市グリーンヘルパー制度運営要綱が制定された。

平成26年度には3級講座を開始し、樹木コースで16人・園芸コースで12人の認定者を出した。

そして27年度は11月をもって2級講座が終了し、参加者のほとんどが2級グリーンヘルパーとして認定される予定となっている。

下の表及び、写真はその時の様子となっている。

講座内容としては、樹木コースはシルバー人材センター剪定班長の指導のもと、市内の児童遊園及び、残堀川親水緑地広場の剪定の実習を行った。

また、園芸コースでは、本市の1級ヘルパーの指導のもと、1日目は土づくりや花壇のデザイン等の座学、2日目は三本榎史跡公園の花植えの実習を行った。

2つの講座ともに、楽しく安全に講座を行うことができた。

次に資料6「平成28年度武蔵村山市グリーンヘルパー1級育成講座（案）」を御覧いただく。

来年度はグリーンヘルパー1級育成講座を開催する。

両コースの講座の予定案として樹木講座については、公益社団法人東京都公園協会主催の講座及び野山北・六道山公園ボランティアへの参加していただき、計6回の講座となる予定である。

園芸講座には、公益社団法人東京都公園協会主催の前年度の育成講座の難易度を上げたガーデナー入門中級講座を受講していただき、こちらも計6回の講座となる予定である。

さらに、その下に記されている、グリーンヘルパー育成講座の総括として、共通講座「みどりの共通総括講座」を予定している。

現在検討中の内容としては、樹木コース・園芸コース全ての受講者が東京農業大学に足を運んでいただき、武蔵村山市緑化審議会会長である宮林教授の指導のもと、みどりに関する幅広い知識を修得していただく講座内容となっている。

次回はグリーンヘルパー2級の認定状況・実施したアンケートの状況等の報告を予定している。

以上でグリーンヘルパーに関する説明を終了する。

★ 議題2 武蔵村山市グリーンヘルパー制度についての説明が

あった。このグリーンヘルパー制度については、都市部の中では、世田谷区のみどりのボランティアのトラスト制度の中に、このようなものがあるが、このグリーンヘルパー制度は、もっとグレードを上げたものになっており、おそらく、内容としては全国の先進でトップなのではないかと感じる。この制度を知った狛江市が武蔵村山市を視察して学びたいと話していた。制度開始から1年間が経過し、2年目を迎え、来年度は1級が行われ、講座のレベルも上がり、内容も充実してきている。大変結構なことである。ほかに、今年度より委員になられた方、ご意見、感想はいかがか。

○ このグリーンヘルパーは、どのような所に所属をし活動しているのか。また、その活動は、ボランティアでの活動なのか。

● 所属と言う言い方をすれば、市役所で行っている制度であり当該各級の認定講座を受講しグリーンヘルパーとして登録をしているため、市に帰属をした方々ということになる。

また、ボランティア活動については、公園緑地等ボランティアの活動と共に地域のみどりの推進する活動リーダーの養成のため、現在3級および2級の育成講座を終了した方が33名いる。その方達は、ボランティアでの活動になるが、現在、1級グリーンヘルパー（園芸コース）に1名の認定者がいるが、2級の園芸育成講座の講師として、市と委託契約により当該講座の講師をして、報酬を得る方もいる。

★ 武蔵村山市には、公園緑地等ボランティア制度があるが、ボランティア活動をしていると、だんだんマンネリ化をする傾向があるが、このボランティアの中にリーダーは一人ではなく、複数在籍することが望ましいと言われ、活動団体総数の2割の人員が役割を持つリーダーでいることが理想である。このリーダーとなる方が、このグリーンヘルパー認定者であるべきであり、うまく活動ができれば、武蔵村山市のみどりの保護育成が進み、大変結構なことだと思う。

○ 前回は発言したが、三本榎史跡公園の花壇も前年に引き続き、グリーンヘルパー2級園芸講座の中で、花壇作成実技を行い、大変綺麗な花壇が造られ、市民にお褒めのお言葉をいただく機会があった。また、中藤五丁目運動広場にも、公園緑地等ボランティアや地域住民の参加者、また、3級グリーンヘルパー認定者との協働により、素敵な花壇が造られ、運動場が華やいでいて、大変結構である。

○ このようなことをPRはしているのか。

- 市報掲載や市のホームページのフェイスブックにも、掲載させていただいた。
- 東京都都市計画課の部署や市役所の1階にパネル展示とか、また、イオンの情報館などで、広報活動に力を入れて、もっと内外に発信してほうが、良いと感じる。
- グリーンヘルパー2級養成講座を受講している方の意見等はいかがか。
- 2級養成講座の樹木講座については、フィールドリーダー講座を木場公園で実施したが、全員自費で参加し、受講を終了している。また、任意で受けられる、まちなか緑化インストラクターを受講し、自分が考えるまちなか緑化をプレゼンをして、受講者が全員が合格をした報告を受けている。また、アンケート結果では、来年実施予定の1級グリーンヘルパー養成講座を園芸、樹木を受講を希望している方が多数である。
- グリーンヘルパーの説明の補足ではあるが、中藤五丁目運動広場でも、園芸グリーンヘルパーが花壇の花の選定やデザインをし、公園緑地等ボランティアと共に活動をした。また、大南公園の西側に花壇をグリーンヘルパーが設置を希望し、市とボランティア、また、職場体験で来ていた小中一貫校村山学園の第8年生の女子3人と共に、土づくりから花壇作成をし、協働にて行った。
- ★ 大変良いことですね。グリーンヘルパーが自ら企画をし、協働で行ったというのが。
- シルバー人材センターにも、樹木や園芸の関係をしている方がいるが、そういう方々とグリーンヘルパーとの関連はできるのか。
- シルバー人材センターの樹木剪定班の班長をしている方に、今回実施した2級樹木養成講座の実技の講師を引き受けていただき、実施をした。高齢者だけではなく、小中学校の生徒や大学生とも関連を持ってやっていければと考えている。
- なにはともあれ、意欲があるリーダーを育てていくことが大事である。大南の湖南処理場の昭和40年代以降の頃の樹木の管理が素晴らしかった。当時の場長が樹木管理に精通しており樹木や生け垣、低木の生け垣、鉢植え等、管理が非常に良かったと感じた。場長退職後の管理が不十分に感じる。やはり、意欲のあるリーダー育成が重要に思う。

	<p>● 報告事項であるが、グリーンヘルパー制度について、武蔵野市役所や狛江市役所がこの制度について教授していただきたいと来庁された。グリーンヘルパーの要綱、および、3級、2級の受講講座の内容等の説明をさせていただいた。我々も他市にさきがけて実施している、このグリーンヘルパー制度について現状のように継続をしていきたい。</p> <p>★ ぜひ、引き続き、継続をして頑張ってください。他にご意見はあるか。</p> <p>○ 発言なし。</p> <p>★ では、議題3、その他について、事務局、委員のご意見はあるか。</p> <p>○ 発言なし。</p> <p>★ ほかになければ、議事を事務局にお返しし、次回会議の日程等、事務局から願います。</p> <p>● 次回の武蔵村山市緑化審議会の開催については、宮林会長と事務局のほうで、日程の調整をさせていただき、改めて、委員の皆様へ開催のお知らせの通知をしたいと考えているので、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">散 会</p>
<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>公 開 傍聴者： 0 人</p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p><input type="checkbox"/>非 公 開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>{ }</p>
<p>議 録 の 開 示 ・ 非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開 示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/>非 開 示（根拠法令等：)</p>
<p>庶 務 担 当 課</p>	<p>協働推進部 環境課 (内線：262)</p>

(日本工業規格A列4番)